

議案第 6 0 号

栗山町暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例

栗山町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 2 4 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 3 2 条の 2 第 1 項」を「第 3 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 5 3 号）の施行の日から施行する。

栗山町暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(町の責務) 第 4 条 町長は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。 2 町長は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「所轄警察署」という。）並びに法第 3 2 条の 2 第 1 項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。 3 町長は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。 4 町長は、暴力団及び暴力団員に関する情報を得たときは、所轄警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。	(町の責務) 第 4 条 町長は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。 2 町長は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「所轄警察署」という。）並びに法第 3 2 条の 3 第 1 項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。 3 町長は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。 4 町長は、暴力団及び暴力団員に関する情報を得たときは、所轄警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。